

J A M 政策NEWS

2024年2月1日 第2024-07号

【発行】JAM

【発行責任者】中井寛哉

【編集】総合政策グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

能登半島地震にかかる雇用調整助成金の 特例措置が適用されています

6月末まで特例措置を実施

1月23日、雇用保険法に基づく雇用調整助成金についての特例措置が改正されました。特例措置は、休業や教育訓練、出向の初日が令和6年1月1日から同年6月30日までの間にある場合に助成対象期間を1年として、実施されます。

特例措置は全国の事業所が対象 被災地域では助成率の引き上げも

地震に伴う「経済上の理由」により休業、教育訓練又は出向を余儀なくされた事業所において、労働者に休業手当や賃金等が支払われた場合、全国の事業所で雇用調整助成金の

特例措置が利用できます。

また、新潟県、富山県、石川県、福井県の区域内の事業所においては、助成率の引き上げ（中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3）等の措置も講じられています。

地震に伴う「経済上の理由」の例

- ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- ・ 風評被害により、観光客が減少した
- ・ 施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能

令和6年能登半島地震に係る雇用調整助成金の特例措置

	通常制度	令和6年能登半島地震の特例措置	
要領事項	対象事業主	経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主	令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主（対象期間初日：令和6年1月1日～令和6年6月30日）
	生産指標要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上低下 ※事業所設置後1年未満は対象外	最近3か月→最近1か月10%以上低下 ※事業所設置後1年未満も対象
	雇用量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期と比べ一定規模以上増加していないこと	撤廃
	計画届	事前の提出が必要	計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、事前に提出されたものとみなす
省令事項	残業相殺	所定外労働があった場合、休業等の実績から相当分を差し引く	4県について撤廃 ※新潟県、富山県、石川県、福井県
	支給日数	1年100日 3年150日	3年150日を適用しない 4県について1年300日
	対象労働者	雇入れ後6か月未満は対象外	雇入れ後6か月未満も対象
	クーリング要件	過去に雇用調整助成金の支給を受けた対象期間満了の日の翌日から起算して1年を超えていること	撤廃
	助成率	大企業1/2、中小企業2/3	4県の事業所が実施する休業、訓練、出向について、大企業2/3、中小企業4/5
対象となる休業の規模	大企業1/15以上、 中小企業1/20以上	4県について 大企業1/30以上、中小企業1/40以上	